

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一三―二〇―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目百九十一番地十及び百九十七番地七

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千百立方メートル